

函館公園 一部施設の立入制限の解除について

高病原性鳥インフルエンザ対策のため、本年11月30日(木)より閉鎖していた函館公園の一部動物施設等は、野鳥監視重点区域が解除されたことから、本年12月28日(木)より当該施設の立入制限を解除し、施設を開放いたします。

なお、当該閉鎖箇所およびビジターセンターについては、12月29日(金)～1月3日(水)の間は、年末年始の休業期間となっており、一時閉鎖となりますので、ご注意をお願い致します。